

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について (概要)

令和 2 年 12 月
国 土 交 通 省
不 動 産 ・ 建 設 経 済 局

1. 背景

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 62 号。以下「改正法」という。）は、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションの急増が見込まれることを踏まえ、マンションの管理の適正化及び再生の円滑化の推進のため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）等を改正する束ね法として、第 201 回通常国会において成立したところ。

改正法のうち、法 72 条及び第 73 条等の改正規定については、他の規定に先んじて、公布の日（令和 2 年 6 月 24 日）から 9 月以内において政令で定める日に施行される（改正法附則第 1 条第 2 号）ことから、当該改正規定を施行するため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）の一部を改正し、改正法による改正後の法第 72 条第 6 項及び第 73 条第 3 項の書面の電磁的交付の方法等について定める必要がある。

2. 概要

(1) 法第 72 条第 1 項の国土交通省令で定める期間

法第 72 条第 1 項の規定による管理受託契約の締結前の重要事項説明が不要となる期間は、新規分譲のマンション及び再分譲のマンションについて、それぞれ最初の分譲があった日から 1 年間とする。

(2) 法第 72 条及び第 73 条の規定による書面に記載すべき事項の電子情報処理組織等を使用した提供方法等

法第 72 条及び第 73 条の規定による書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織等を利用して提供する場合の提供方法として、電子メールで記載事項を送信する方法等を定める。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和 3 年 1 月下旬

施行日：令和 3 年 3 月上旬